

静岡市老人福祉施設等整備費補助金交付要綱

静岡市老人福祉施設整備費等補助金交付要綱（平成15年4月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 静岡市は、高齢者の福祉ニーズに応じ、施設入所者等の福祉の向上を図るため、老人福祉施設等の整備を行う社会福祉法人に対し、予算の範囲内において、施設整備又は設備整備に要する経費の一部について静岡市老人福祉施設等整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号）及びこの要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において「老人福祉施設等」とは、別表第1に掲げる施設等をいう。

2 この要綱において「施設整備」とは、別表第2に掲げる事業をいう。

3 この要綱において「設備整備」とは、別表第3に掲げる事業をいう。

（補助の対象等）

第3条 補助の対象となる事業は、社会福祉法人が行う老人福祉施設等の施設整備又は設備整備とする。

2 補助の対象となる経費は、施設整備又は設備整備に要する費用のうち次に掲げる費用を除いたものとする。

（1）土地に係る権利の取得若しくは設定又は整地に要する費用

（2）既存建物に係る権利の取得又は設定（既存建物に係る権利の取得又は設定に要する費用が建物の新築に要する費用より、効率的である場合を除く。）に要する費用

（3）老人福祉施設等のうち認知症高齢者グループホーム、認知症対応型デイサービスセンター、老人短期入所施設又は小規模多機能型居宅介護拠点の職員の宿舍の整備に要する費用

（4）施設整備又は設備整備に係る工事契約において一括下請け契約を行った場合の当該建設工事の全費用

（5）前各号に掲げるもののほか、市長が補助の対象経費として適当でないと認める費用

（補助基準額）

第4条 補助基準額は、老人福祉施設等の補助の種類ごとに別表第4に定める基準額と当該施設整備又は設備整備に係る総事業費（前条第2項各号に掲げる費用を除く。以下同じ。）から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に、補助金を交付する年度ごとに市長が定める率を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる施設整備を行う場合は、前項の規定により算

出した額に、当該各号に定める率を乗じて得た額を補助基準額とする。

- (1) 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条に規定する公害防止対策事業として行う場合の施設整備 1.10
- (2) 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち同法別表第1に掲げる社会福祉施設に係る施設整備（木造施設を改築する場合に限る。） 1.30
- (3) 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち同法別表第1に掲げる社会福祉施設に係る施設整備（木造施設を改築する場合に限る。） 1.30

（補助額）

第5条 補助額は、施設整備又は設備整備に係る工事請負契約等を締結する単位ごとに、対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄附金その他の収入額及び移行時特別積立金を控除した額と、前条に定める補助基準額に別表第5に定める補助率を乗じて得た額の合計額とをそれぞれ比較して最も少ない額の範囲内であって予算の範囲内の額とする。この場合において、1,000円未満の端数は、切り捨てるものとする。

（補助金交付申請手続）

第6条 補助金の交付を受けようとする社会福祉法人は、次に掲げる書類を別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 静岡市老人福祉施設等整備費補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 申請額内訳書（様式第2号）
- (3) 事業計画（様式第3号）
- (4) 収支予算書（様式第4号）

（交付の決定及び交付決定通知）

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により申請の内容を審査し、補助金の交付を決定した場合にあっては静岡市老人福祉施設等整備費補助金交付決定通知書（様式第5号）により、補助金を交付しないことを決定した場合にあっては静岡市老人福祉施設等整備費補助金交付申請却下通知書（様式第6号）により、当該申請者に対しそれぞれ通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 補助事業（以下「事業」という。）に要する経費の配分を変更する場合には、市長の承認を受けなければならないこと。ただし、区分間の経費の配分の変更は、承認しないものとする。
- (2) 事業の内容のうち、次に掲げる事項を変更する場合には、市長の承認を受けなければならないこと。
 - ア 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
 - イ 建物等の用途
 - ウ 入所定員又は利用定員
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならないこと。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (6) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (8) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第7号）により速やかに市長に報告しなければならないこと。この場合においては、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (9) この補助金と事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならないこと。
- (10) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (11) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手

続の取扱いに準じて適切に行うとともに、あらかじめ入札参加業者を市長に届け出るとともに、施設建設工事契約を締結した場合には、その内容について市長に報告しなければならないこと。

(12) 入札を行うときは、監事、複数の理事（理事長を除く。）及び評議員（理事長の6親等以内の血族、配偶者等租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第25条の17第3項の規定による特殊の関係がある者を除く。）を立ち合わせなければならないこと。

(13) 入札後は、当該入札が適正に行われた旨の立会人全員の署名とともに、入札業者名、落札業者名、入札金額及び落札金額その他の入札結果を市長に届け出るとともに、当該入札結果（入札金額を除く。）を一般の閲覧に供しなければならないこと。

(14) この要綱による補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金、日本自転車振興会、日本小型自動車振興会又は日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならないこと。

（入札の立会）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、その職員をして、補助金の交付決定を受けた社会福祉法人（以下「補助事業者」という。）が行う事業に係る施設建設工事の請負契約に係る入札に立ち合わせることができる。この場合において、補助事業者は、当該職員の立会いを拒むことができない。

（入札結果の公表）

第10条 市長は、第8条第13号の規定による届出のあった入札結果（入札金額を除く。）を公表するものとする。

（変更申請手続）

第11条 補助事業者は、補助金の交付決定後の事情により申請の内容を変更し、中止し、又は廃止して追加交付申請等を行う場合は、次に掲げる書類を別に指示する期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 静岡市老人福祉施設等整備費補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第8号）
- (2) 変更申請額内訳書（様式第2号を準用）
- (3) 変更事業計画（様式第3号を準用）
- (4) 変更収支予算書（様式第4号を準用）

（状況報告）

第12条 補助事業者は、施設整備又は設備整備に係る工事に着手したときは、静岡市老人福祉施設等整備費補助金による施設の工事着工報告書（様式第9号）を工事に着手した日から10

日以内に、市長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、工事着工後の工事の進捗状況について、静岡市老人福祉施設等整備費補助金による施設の工事進捗状況報告書（様式第10号）により毎年2月末日までに市長に報告しなければならない。

（事業の中間報告と検査）

第13条 補助事業者は、事業に係る工事出来高が原則として50パーセントに達したときは、速やかに市長に事業の中間報告をしなければならない。

- 2 市長は前項の中間報告があったときは、原則として当該報告の日から起算して10日以内に中間検査を行い、その適否について補助事業者に通知するものとする。

（事業の完了報告と検査）

第14条 補助事業者は、事業が完了したときは、速やかに市長に事業の完了報告をしなければならない。

- 2 市長は、前項の完了報告があったときは、原則として当該報告の日から起算して10日以内に完了検査を行い、その適否について補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第15条 補助事業者は、事業完了後20日以内又は事業実施年度の末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 静岡市老人福祉施設等整備費補助金の事業実績報告について（様式第11号）
- (2) 事業実績報告書（様式第12号）
- (3) 精算額内訳書（様式第13号）
- (4) 収支決算書（様式第14号）

（交付の確定及び交付確定通知）

第16条 市長は、前条の規定による実績報告書が提出された場合はその内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査を行い、その報告に係る事業の成果が事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、静岡市老人福祉施設等整備費補助金交付確定通知書（様式第15号）により、補助事業者に通知するものとする。

（現地調査等）

第17条 市長は、事業の適正な執行を確保するため、必要に応じ、現地調査を行うものとする。

- 2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(交付決定の取消し等)

第18条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (2) 事業を変更し、中止し、又は廃止したとき。
- (3) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (4) この要綱又は補助金の交付決定の際に付した条件に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付が不相当であると認めたとき。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成17年3月31日までに改正前の静岡市老人福祉施設整備費等補助金交付要綱（平成15年4月1日施行）の規定によりなされた補助金の交付の決定に係る事業のうち同一の施設に係る同一の施設整備が、平成16年度から連続する複数の年度において補助金の交付を受けるものである場合に、当該施設整備が、都市部における社会福祉施設の整備の促進について（平成3年11月25日厚生省社会局長、児童家庭局長、大臣官房老人保健福祉部長連名通知）に定める基準に適合するときは、平成17年度分の当該施設整備に係る補助基準額は、第4条第1項に規定する別表第4に掲げる額に1.10を乗じて得た額とする。
- 3 前項に規定する場合において、地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する施設整備であって、社会福祉施設等施設整備費における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について（平成13年3月21日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）に定める基準に適合し、市長が必要であると認めるものを行うときは、平成17年度分の当該施設整備に係る補助額は、第5条の規定により算出した額に、20,200千円と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない額を加えた額とする。
- 4 附則第2項に規定する場合において、介護用リフト等特殊付帯工事を行うときは、平成17年度分の当該施設整備に係る補助額は、第5条の規定により算出した額に、9,750千円と総事

業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない額を加えた額とする。

附 則

この要綱は、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年度分の補助金から適用する。

別表第1（第2条関係）

認知症型高齢者グループホーム
認知症対応型デイサービスセンター
老人短期入所施設
養護老人ホーム
特別養護老人ホーム
ケアハウス（特定施設入所者生活介護の指定を受けるものに限る。）
小規模多機能型居宅介護拠点

別表第2（第2条関係）

事業区分	内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の定員を増加するための整備を行うこと。
改築	既存施設の定員を増加させずに改築（一部改築を含む。）を行うこと。
改修	既存の小規模生活単位型以外の施設を小規模生活単位型（これに準ずるものを含む。）の施設に転換するため、居室環境等の改善整備を行うこと。

別表第3（第2条関係）

認知症高齢者グループホーム、認知症対応型デイサービスセンター、特別養護老人ホーム（定員29人以下）、ケアハウス（定員29人以下）又は小規模多機能型居宅介護拠点を整備する場合に、備品等（市長が必要と認めるものに限る。）の整備を行うこと。

別表第4（第4条関係）

老人福祉施設等の補助の種類		基準額	
		施設整備	設備整備
認知症高齢者グループホーム		22,500,000 円×施設数	3,000,000円
認知症対応型デイサービスセンター		15,000,000 円×施設数	3,000,000円
老人短期入所施設		1,856,250 円×定員数	/
養護老人ホーム	施設本体	3,712,250 円×定員数	
	老人ショートステイ用居室	1,856,250 円×定員数	
特別養護老人ホーム	施設本体	3,712,500 円×定員数	
(定員30人以上)	老人ショートステイ用居室	1,856,250 円×定員数	
特別養護老人ホーム（定員29人以下）		30,000,000 円×ユニット数	
ケアハウス（定員30人以上）		3,712,500 円×定員数	/
ケアハウス（定員29人以下）		30,000,000 円×ユニット数	
小規模多機能型居宅介護拠点		22,500,000 円×定員数	3,000,000円

（注）特別養護老人ホーム（定員29人以下）及びケアハウス（定員29人以下）については、2ユニットを上限とする。

別表第5（第5条関係）

区分	補助率					
	創設	増築	改築	改修		
				多床室から小規模生活単位型への改修	非ユニット型の個室から小規模生活単位型への改修	
認知症高齢者グループホーム	1		1			
認知症対応型デイサービスセンター						
老人短期入所施設						
養護老人ホーム		1			2分の1	4分の1
特別養護老人ホーム						
ケアハウス						
小規模多機能型居宅介護拠点						

静岡市老人福祉施設等整備費補助金交付申請書

第 年 月 日 号

（宛先）静岡市長

所在地

名称

代表者氏名 ⑩

静岡市老人福祉施設等整備費補助金の交付を受けたいので、静岡市老人福祉施設等整備費補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 施設の種類

3 添付書類

(1) 申請額内訳書（様式第2号）

(2) 事業計画（様式第3号）

(3) 収支予算書（様式第4号）

4 その他参考となる資料

合 計												

- (注)
- (1) 工事請負契約を締結する単位で作成すること。
 - (2) ショートステイ専用居室加算などについては、施設本体と区分して算出すること。
 - (3) 特別養護老人ホームについては、本体、その他の工事別とし、小計を設けること。また、ショートステイ専用居室を併設する場合には、合計を設けること。
 - (4) 小規模生活単位型特別養護老人ホーム及び小規模生活単位型特別養護老人ホーム併設のショートステイ専用居室に係る「対象経費の実支出予定額」の欄については、個人スペース（居室・ユニット）を含めて差し支えないこと。

(2) 整備費内訳

ア	主体工事費	_____円
イ	電気設備工事費	_____円
ウ	空調設備工事費	_____円
エ	昇降機設備工事費	_____円
オ	給排水・衛生設備工事費	_____円
カ	スプリンクラー設備工事費	_____円
キ	解体撤去工事費	_____円
ク	外構工事費	_____円
ケ	造成工事費	_____円
コ	その他の工事費（内容 _____）	_____円
サ	共通仮設費・諸経費・消費税	_____円
シ	工事事務費	_____円
ス	合計	_____円

(注) 工事費目別内訳書を添付すること。

(3) 財源内訳

ア	市補助金	_____円
イ	設置者負担金	_____円
	（内 訳） 自己資金	_____円
	借入金	_____円
	寄附金	_____円
ウ	合計	_____円

(3枚目)

(4) 施工計画

ア	直営・請負の別			
イ	契約年月日	年	月	日
ウ	着工年月日	年	月	日
エ	竣工年月日	年	月	日
オ	事業開始年月日	年	月	日
カ	解体撤去工事関係			
	（ア）直営・請負の別			
	（イ）着工年月日	年	月	日
	（ウ）完了年月日	年	月	日
キ	仮設施設工事関係			
	（ア）直営・請負・賃貸借の別			
	（イ）工事期間	年	月	日
	（ウ）仮設施設の使用期間	年	月	日

(5) その他参考事項

3 設備整備に係る事業計画

(1) 事業の目的及び内容

品目	数量	規格	単価(円)	金額(円)	備考
計					

(2) 財源内訳

ア 市補助金 _____円
イ 設置者負担金 _____円
 (内 訳) 自己資金 _____円
 借入金 _____円
 寄付金 _____円
ウ その他 _____円
エ 合計 _____円

収支予算書

（単位：円）

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
静岡市補助金		施設整備費	
福祉医療機構借入金		設備整備費	
寄附金			
自己資金			
合 計		合 計	

年 月 日

上記のとおり相違ありません。

所在地
名 称
氏 名

静岡市老人福祉施設等整備費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 ㊟

年 月 日第 号で申請のあった静岡市老人福祉施設等整備費補助金については、静岡市老人福祉施設等整備費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第7条の規定により、次のとおり交付することを決定したので通知します。

記

- 1 施設の種類
- 2 交付決定額 金 円
- 3 交付の条件
この補助金は、交付要綱第8条に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 4 事業の実績報告
事業に係る実績報告は、交付要綱第15条に定めるところにより行わなければならない。

様式第6号（第7条関係）

静岡市老人福祉施設等整備費補助金交付申請却下通知書

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 ㊟

年 月 日第 号で申請のあった静岡市老人福祉施設等整備費補助金については、次の理由により交付しないことを決定したので通知します。

記

理 由

様式第7号（第8条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

第 号

年 月 日

（あて先）静岡市長

所在地

名 称

代表者氏名 ㊟

年 月 日 第 号で交付決定を受けた 年度
静岡市老人福祉施設等整備費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。

1 施設の種類及び名称

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 _____ 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（要国庫補助金等返還相当額）

金 _____ 円

4 添 付 書 類

3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等

様式第8号（第11条関係）

静岡市老人福祉施設等整備費補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（あて先）静岡市長

所在地

名称

代表者氏名

㊟

静岡市老人福祉施設等整備費補助金に係る事業の変更（中止・廃止）をしたいので静岡市老人福祉施設等整備費補助金交付要綱第11条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）の理由書 別紙のとおり
- 2 その他参考となる資料

様式第11号（第15条関係）

静岡市老人福祉施設等整備費補助金の事業実績報告について

年 月 日

（あて先）静岡市長

所 在 地

名 称

代表者氏名 ④

月 日付け 第 号により交付決定を受けた 年度静岡市老人福祉施設等整備費補助金に係る事業の実績報告について、静岡市老人福祉施設整備費等補助金交付要綱第15条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業実績報告書（様式第12号）
- 2 精算額内訳書（様式第13号）
- 3 収支決算書（様式第14号）

事業実績報告書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 施設主体及び経営主体
- (4) 入所（利用）定員

現在定員	増加定員	合計
人	人	人
(世帯)	(世帯)	(世帯)

2 施設整備に係る事業実績

(1) 施設の規模及び構造

ア 整備事業（解体撤去工事・仮設施設工事を除く）

- (ア) 敷地面積 _____ m²
- (イ) 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）
- (ウ) 施設整備の区分（創設、改築等の別）
- (エ) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²
- (オ) 建物の構造（ _____ 造）

イ 解体撤去工事（既存施設に係るもの）

- (ア) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²
- (イ) 建物の構造（ _____ 造）
- (ウ) 建築年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- (エ) 補助金の区分（〇〇年度：国庫・民間・自己資金・その他）
- (オ) 処分（取りこわし）年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

ウ 仮設施設工事

- (ア) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²
- (イ) 建物の構造（ _____ 造）

(2) 支出済事業費総額

- ア 主体工事費 _____ 円
- イ 電気設備工事費 _____ 円
- ウ 空調設備工事費 _____ 円
- エ 昇降機設備工事費 _____ 円
- オ 給排水・衛生設備工事費 _____ 円
- カ スプリンクラー設備工事費 _____ 円
- キ 解体撤去工事費 _____ 円

ク 外構工事費	_____円
ケ 造成工事費	_____円
コ その他の工事費（内容 _____）	_____円
サ 共通仮設費・諸経費・消費税	_____円
シ 工事事務費	_____円
ス 合計	_____円

(注) 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

(3) 施工期間

ア 契約年月日	年	月	日
イ 着工年月日	年	月	日
ウ 竣工年月日	年	月	日
エ 事業開始年月日	年	月	日
オ 解体撤去工事関係			
(ア) 着工年月日	年	月	日
(イ) 完了年月日	年	月	日
カ 仮設施設工事関係			
(ア) 工事期間	年	月	日
(イ) 仮設施設の使用期間	年	月	日

(4) その他参考事項

(5) 添付書類

ア 契約書等

(ア) 請負の場合は、工事請負契約書の写し

(3枚目)

(イ) 直営の場合は、支払領収書の写し

(ウ) 賃貸借の場合は、賃貸借契約書の写し（仮設施設整備のみ）

イ 工事完了を確認するに足る検査済証の写し

建築基準法第7条第3項又は第18条第7項の規定による検査済証

ウ 各室ごとに室名及び面積を明らかにした表

交付申請書に添付したものと同一の場合は省略

エ 建物平面図（建物面積を明記したもの）及び立面図

交付申請書に添付したものと同一の場合は省略

オ 建物内外主要部分の写真

カ 工事契約金額報告書

3 設備整備に係る事業実績

(1) 事業の目的及び内容

品目	数量	規格	単価(円)	金額(円)	備考

計					
---	--	--	--	--	--

(2) その他参考事項

(3) 添付書類

ア 契約書（又は請書）の写

イ 検取調書（又はそれに代わるもの）の写

合 計												

- (注)
- (1) 工事請負契約を締結する単位で作成すること。
 - (2) ショートステイ専用居室加算などについては、施設本体と区分して算出すること。
 - (3) 特別養護老人ホームについては、本体、その他の工事別とし、小計を設けること。また、ショートステイ専用居室を併設する場合には、合計を設けること。
 - (4) 小規模生活単位型特別養護老人ホーム及び小規模生活単位型特別養護老人ホーム併設のショートステイ専用居室に係る「対象経費の実支出予定額」の欄については、個人スペース（居室・ユニット）を含めて差し支えないこと。

収支決算書

（単位：円）

収 入		支 出	
科 目	金 額	科 目	金 額
静岡市補助金		施設整備費	
福祉医療機構借入金		設備整備費	
寄附金			
自己資金			
合 計		合 計	

年 月 日

上記のとおり相違ありません。

所在地
名 称
氏 名

静岡市老人福祉施設等整備費補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

年 月 日付け第 号により決定した静岡市老人福祉施設等整備費補助金については、静岡市老人福祉施設等整備費補助金交付要綱第16条の規定により次のとおり確定したので通知します。

記

1 施設の種類

2 交付確定額 金 円